板橋区ケアプランデータ連携システム導入経費補助金　Ｑ＆Ａ

No	質問	回答
1	ケアプランデータ連携システムとは	これまで居宅介護支援事業者と介護サービス事業者間で FAX や郵送で行っていたケアプラン等のやりとりをデータ連携により行うシステムです。 システムの導入により、人件費の削減や転記ミスの解消が見込まれ、コスト削減や業務効率化につながります。
2	補助金の対象となるものは	令和７年４月１日以降にケアプランデータ連携システムを利用するために購入した、パソコンまたはタブレット端末の購入費用が補助金の対象となります。ただし消費税は除きます。
3	補助金の対象とならないものは	・パソコンまたはタブレット端末の保守サービス料、配送料 ・割賦契約（分割払い）により支払ったもの ・ケアプランデータ連携システムのライセンス料 ・介護ソフトのサービス利用料 ・パソコンまたはタブレット端末のリース料 ・パソコンまたはタブレット端末の周辺機器等（プリンター、ルーター、モデムなど） など
4	補助金はいくらなのか	パソコンまたはタブレット端末の購入費用と補助基準額１０万円のうち、いずれか低い金額の４分の３となります。（千円未満切り捨て） なお、１施設あたりの補助金の上限額は７万５千円となります。 例①　８万円（税抜き）のパソコンを購入した場合　→　補助金額６万円 例②　１２万円（税抜き）のパソコンを購入した場合　→　補助金額７万５千円
5	補助の対象となる施設は	申請日時点において、板橋区内に所在する介護サービスを提供する事業所のうち、ケアプランデータ連携システムによるデータ連携の対象となっている事業所が補助の対象となります。データ連携の対象は下記資料１の「補助の対象となるサービス種類」をご確認ください。
6	施設ごとに申請するのか	申請者は事業所を運営する法人となります。 複数の事業所を運営する法人で、複数の事業所の補助金を申請する場合には、まとめて申請をお願いします。 なお、原則、事業所番号単位で申請をしていただきます。また、事業者番号が異なるケースであ

		っても、同一施設内で情報端末を共有して使用していることが想定されるケースは１サービスのみが補助の対象となる場合があります。 例①　小規模多機能型居宅介護と介護予防小規模多機能型居宅介護は、事業所番号が同一であるためどちらか１つのサービスが補助の対象となります。 例②　訪問介護と総合事業・訪問型サービスを運営する施設であって、同一施設内で情報端末を利用している場合は、どちらか１つのサービスが補助の対象となります。ただし、サービスごとに事務室を設けており、情報端末も使い分けている場合などは、補助の対象となる場合があります。
7	申請は何回でもできるのか	補助金の交付は同一年度内にて１事業所につき１回とします。
8	すでに保持しているパソコンまたはタブレットを買い替えてケアプランデータ連携システムを導入するケースは補助の対象となるか	補助の対象となります。
9	パソコンまたはタブレットのスペックに指定はあるか	指定するスペックは特にありませんが、ケアプランデータ連携システムを利用するためには以下の環境が必要となります。 ・ＯＳ：Windows10、またはWindows11 ・推奨モニタ解像度：1366×768 ・インターネットに接続できること ・パソコンのカレンダー表示形式が西暦であること 詳しくは下記のケアプランデータ連携システム操作マニュアルよりご確認ください。 https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2024/04/careplan_manual_v1.20.pdf
10	クレジットカード（又は金融機関振込）で支払ったため領収書がない	領収書が提出できない場合は下記のとおり対応をお願いします。 【クレジットカードで支払った場合】 下記①～③をすべて提出 ① クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外を黒塗り可）

		② 決済口座の通帳の該当部分のコピー ③ 決済口座の名義がわかる部分のコピー ※クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義（法人名義）である場合に限る 【銀行振込の場合】 振込が証明できる資料を提出（振込明細書、通帳のコピー、インターネットバンキングの取引履歴画面の写しなど）
11	領収書にはどんな内容の記載が必要か	① 「領収書」の表題 ② 宛名（申請者と一致していること） ③ 領収金額 ④ 領収の内訳（例：パソコン代〇〇〇〇〇円消費税〇〇〇〇円） ⑤ 領収者の住所・名称
12	領収書に補助対象外のものが含まれている場合は	請求書など、補助対象となるものについて個別の金額が確認できる資料を提出してください。
13	ポイントやクーポン券、商品券で支払った場合は補助の対象となるか	各種ポイントやクーポン券、商品券等で支払った部分は補助の対象となりませんので、補助対象経費から控除してください。
14	ケアプランデータ連携システムを導入したことがわかる資料は何を提出すればいいか	下記資料２に掲載の利用申請完了画面かログイン後の画面の写しなどを提出してください。
15	システムに関する問い合わせ先は	公益社団法人国民健康保険中央会が用意する下記ＵＲＬのヘルプデスクサポートサイトをご活用ください。ヘルプデスクサポートサイトでは、お申込み・お問い合わせ等に関する各種情報を、利用者様向けに提供しています。 https://www.careplan-renkei-support.jp/

※資料１　「補助の対象となるサービス種類」（引用：「ケアプランデータ連携標準仕様」厚生労働省老健局より抜粋）

【補助の対象となるサービス種類】

介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
サービス種類	補助対象	サービス種類	補助対象	サービス種類	補助対象
訪問介護	○			訪問型サービス（みなし）	○
訪問入浴介護	○	介護予防訪問入浴介護	○	訪問型サービス（独自）	○
訪問看護（※定期巡回連携型も対象）	○	介護予防訪問看護	○	訪問型サービス（独自／定率）	○
訪問リハビリテーション	○	介護予防訪問リハビリテーション	○	訪問型サービス（独自／定額）	○
通所介護	○			通所型サービス（みなし）	○
通所リハビリテーション	○	介護予防通所リハビリテーション	○	通所型サービス（独自）	○
福祉用具貸与	○	介護予防福祉用具貸与	○	通所型サービス（独自／定率）	○
短期入所生活介護	○	介護予防短期入所生活介護	○	通所型サービス（独自／定額）	○
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○		
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○		
短期入所療養介護（介護医療院）	○	介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	○		
居宅療養管理指導	○	介護予防居宅療養管理指導	○		
夜間対応型訪問介護	○				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○				
認知症対応型通所介護	○	介護予防認知症対応型通所介護	○		
地域密着型通所介護	○				
小規模多機能型居宅介護	○	介護予防小規模多機能型居宅介護	○		
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○		
看護小規模多機能型居宅介護	○				
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○				
特定施設入居者生活介護	対象外	介護予防特定施設入居者生活介護	対象外		
特定施設入居者生活介護（短期利用）	○				
地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外				
地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	○				
認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外		
認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○		
特定福祉用具販売	対象外	特定介護予防福祉用具販売	対象外		
住宅改修	対象外	介護予防住宅改修	対象外		
介護福祉施設サービス	対象外				
介護保健施設サービス	対象外				
介護療養施設サービス	対象外				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	対象外				
特定介護サービス等	対象外	特定介護サービス等	対象外		
市町村特別給付	対象外	市町村特別給付	対象外		
				その他の生活支援サービス（配食／定率）	対象外
				その他の生活支援サービス（配食／定額）	対象外
				その他の生活支援サービス（見守り／定率）	対象外
				その他の生活支援サービス（見守り／定額）	対象外
				その他の生活支援サービス（その他／定率）	対象外
				その他の生活支援サービス（その他／定額）	対象外
居宅介護支援	○	介護予防支援	○	介護予防ケアマネジメント	○

※資料２　利用申請完了画面とログイン画面（引用：「ケアプランデータ連携システム操作マニュアル」公益社団法人　国民健康保険中央会）

①利用申請完了画面

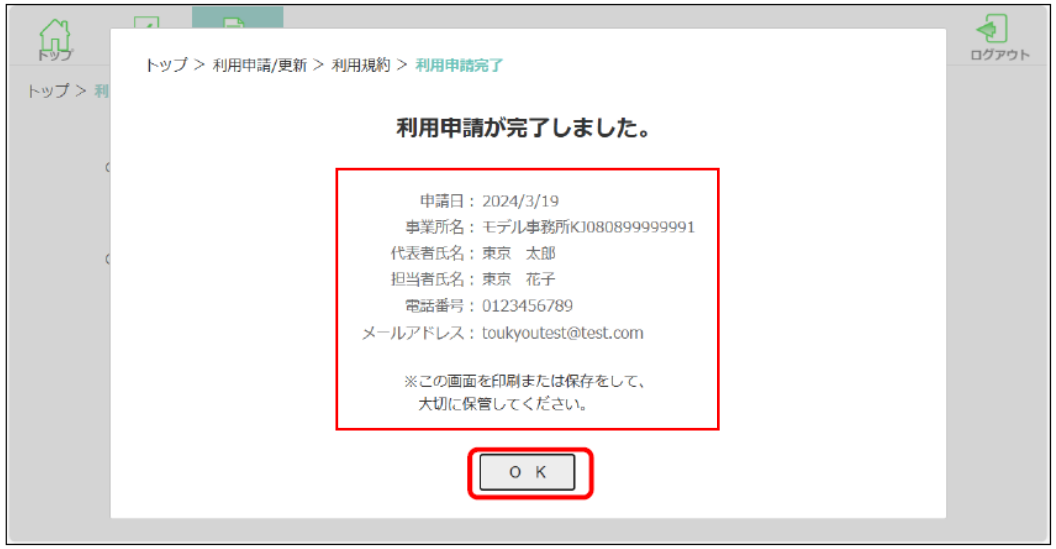

②ログイン画面